フィロンにおける自由の観念*

原口尚彰

1. はじめに

筆者はアレクサンドリアのフィロンの倫理思想に関心を持ち、過去にフィロンの幸福論や、愛の教説や正義の理解等の主題について論考を発表してきた¹。今回はフィロンの倫理思想を支える自由の観念に焦点を当ててみたい。自由はギリシア・ローマ世界の政治思想においても、倫理思想においても重要な主題であり、古典古代の哲学者や歴史家たちが議論を重ねてきていたからである。

ローマ帝国の属州であったエジプトの中心都市アレクサンドリアで、一世紀の前半の時を過ごしたフィロンも、その著作の中で自由の問題を様々な角度から論じている。フィロンはユダヤ人であり、ユダヤ教の信仰を持ち、実践するユダヤ教徒であると同時に、ギリシア・ローマ世界の古典や哲学理論を深く学んだ哲学者でもあった。自由の問題についてもギリシア・ローマ世界の社会の現実を踏まえながら、哲学的・倫理的議論を学んでこの主題についての認識を深めると同時に、旧約聖書の記述を哲学的視点より解釈して、自由について独自の教説を展開している。本論考は自由について言及している原典資料の文献学的分析の上に、思想史的な考察を加えてフィロンの自由論の思想史的位置付けを与えることを目的としている。特に天地の創造者なる唯一の神を信じ、その律法を神の意思の啓示とするユダヤ教的信仰とギリシア・ローマ世界の哲学思想とがどのように結びついているかを考察する。その際にフィロンと同時代を生きたディアスポラのユダヤ人であると共に、初代教会最大の宣教者であった使徒パウロの自由論と比較し、その特色を浮き彫りにしたい。

2. ギリシア・ローマ世界における自由

2.1 社会的自由

古代ギリシア語において自由を表す最も基本的な用語は、形容詞 ἐλεύθερος(「自由な、独立した」)と その名詞形 ἐλευθερία(「自由、独立」)である 2 。これらの言葉が想定する自由とは、基本的には誰かの支

^{*} 本稿は2017年度~2020年度 科学研究費助成事業(基盤研究C「アレクサンドリアのフィロンの倫理思想:聖書学的・思想史的考察」: 課題番号17K02628) による研究成果の一部である。

¹ 原口尚彰「アレクサンドリアのフィロンの幸福理解」『教会と神学』第45号、2007年、21-36頁、同「フィロンの愛の教説:パウロの教説との比較検討」『フェリス女学院大学キリスト教研究所紀要』第2号、2017年、17-25頁、同「フィロンの正義理解」『フェリス女学院大学キリスト教研究所紀要』第3号、2018年、5-18頁、同「フィロンの法(律法)理解」『フェリス女学院大学キリスト教研究所紀要』第4号、2019年、5-20頁を参照。

² LSJ,632; The Brill Dictionary of Ancient Greek(以下、BDACと略記), 661, 662; Heinrich Schlier, "ἐλεύθερος κτλ.," TWNT 2:484-500.

配下になく、独立していることであり、誰かに隷属することの反対の状態を指す³。古典古代の身分制社会の中で、誰にも所有されていない自由人(ἐλεύθερος)は(アリストテレス『アテナイの国制』 42.1)、主人(κύριος)によって所有されている奴隷(δοῦλος)の対極をなしていた(アリストテレス『政治学』1252ab,1254a;ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』7.122)。古典古代において奴隷制を問題視する議論は少なく、例えば、哲学者のアリストテレスは社会における奴隷の存在を自然の一部と見なしていた(『政治学』1254a)。

2.2 政治的自由

政治制度を論じる局面では、自由とは独裁と対極をなす概念とされ、専制君主の独裁から解放された都市国家の民主的国制の根幹をなすものと考えられていた(ヘロドトス『歴史』1.6.3;1.62.1; プラトン『国家』557b;576a; 『法律』698b;832d; アリストテレス『政治学』1291b) 4 。但し、この自由は共同体の法規範からの自由を意味せず、自由を持つ者が法の支配に従うことが前提となっていた(アリストテレス『政治学』1287a; ヘロドトス『歴史』7.103-104) 5 。

2.3 内面的自由

哲学者たちの人間の幸福をめぐる議論においては、社会的・政治的自由のみならず、心の中の情念を 克服し自由となることを目指す内面的自由が語られている(プラトン『国家』329b:『饗宴』196c) 6 。 そこには人間は外的には拘束されていなくても、自らの心の中に浮かぶ思いや衝動によって内的に拘束 されているという認識がある。

キュニコス学派は、社会的慣習や法のような人為的な拘束から離れ、自然に従って生きることを自由と考え、シノペのディオゲネスやその弟子のテーベのクラテスらはそれを文字通りに実践しようとした(ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』6.71)7。

ストア学派は自由を目指すべき最高善として称揚した(エピクテトス『語録』1.12.12; 4.1.52, 54; ディオ・クリソストモス『弁論集』14.1)⁸。この場合の自由とは、個人が強制されることなく、自律して行動し、望む通りの生活をすることを内容としており、賢者が実現するものとしている(エピクテトス『語録』1.12.9; 4.1.1; ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』7.121)。自律としての自由は、自分がコントロール出来ない外的な事柄に対しては行使出来ないが、自分自身がコントロール出来る自己の内面に対しては行使できる(エピクテトス『語録』1.17.21; 2.13.11; 『提要』19)。この自由は理性によっ

³ M. Polenz, *Griechische Freiheit* (Heidelberg: Quelle & Meyer, 1955), 104–105; Hans Dieter Betz, "Paul's Concept of Freedom in the Context of Hellenistic Discussions about Possibilities of Human Freedom," in idem., *Paulinische Studien* (Tübingen: Mohr-Siebeck, 1994), 111.

⁴ Polenz, Freiheit, 27-39, 103-105; Frederick Stanley Jones, "Freedom," ABD 2:855-856.

⁵ Schlier, TWNT 2:485; Polenz, Freiheit, 35-37, 75.

⁶ Polenz, Freiheit, 72-77; Betz, "Paul's Concept of Freedom," 113-114.

⁷ Polenz, Freiheit, 83-87; Betz, "Paul's Concept of Freedom," 114-115.

⁸ Polenz, Freiheit, 159-168; Schlier, TWNT 2:489.

て世界の秩序を認識し(『語録』 2.10.1-3)、世界を導く原理である理性に一致して生きることを通して得られ、心をかき乱す情念や不安や死への恐れからの解放を与える(エピクテトス『提要』 12, 16, 19; 120 『義務について』 1.66-169; 1.66-16

3. 旧約・ユダヤ教における自由

3.1 旧約聖書における自由

3.1.1 社会的自由

旧約聖書においては、古代の奴隷制社会を反映して「自由であるとは (พอก) 自由人の身分を指し、 隷属状態にある奴隷の身分と対照されている (出工21:2,5; レビ19:20; 15:12, 18; 21:14; エレ29:2; 34:9-10)¹¹。奴隷 (עבר) は主人の所有物と見做されているが (出20:17; 申5:21)、自由人は誰の所有物でもなく自立している。

古代イスラエルでは大安息年であるヨベルの年に、債務奴隷となっていた者たちが解放され、自由となって自分の土地に帰ることが出来るとされていた(レビ25:10)。このことは後に預言書において自由の回復を象徴するものとして、バビロン捕囚からの帰還の出来事の描写に転用された(イザ61:1)¹²。

3.1.2 政治的自由

出エジプトの出来事はイスラエル民族にとり、神の導きによって引き起こされた、エジプトにおける隷属状態(「隷属の家」)からの解放の出来事と理解され(出13:3; 20:2; 申5:6)、そのことを想起することが繰り返し求められている(申5:15; 15:15; 16:12; 24:18, 22)¹³。かつてエジプトにおいて異民族の専制君主であるファラオによってヘブライ人たちに強制労働を課された状態が、自由を欠いた隷属状態として意識されていた(出1:11-14; 2:23-25)。指導者モーセを遣わして民を「奴隷の家」から導き出したのは、イスラエルの神であるヤハウェである(出2:23-25; 3:7-17; 20:2; 申5:6)¹⁴。民は自由を回復した後にシナイ山において神と契約を結び、神の律法を守ることを誓った(出24:1-11)¹⁵。

3.2 初期ユダヤ教における自由

3.2.1社会的自由

ヘレニズム期以降の地中海世界においても奴隷制を伴う身分制度が維持されており、社会には自由民

⁹ Polenz, Freiheit, 127-131.

¹⁰ Schlier, TWNT 2:491-492.

¹¹ Stanley Jones, "Freedom," ABD 2:855.

¹² Jason R. Tatlock, "Liberty," NIDB 3:653.

¹³ Frank Crüsemann, Bewahrung der Freiheit. Das Thema des Dekalogs in sozialgeschichtlicher Perspektive (München: Chr. Kaiser, 1983), 36-40; Thomas Krüger, "Freiheit und Gesetz in der Hebräischen Bibel," in Wege der Freiheit. FS. Rainer Albertz. hrsg. v. Reinhard Achenbach et al., (Zürich: Theologischer Verlag, 2014), 114, 116.

¹⁴ Sharon H. Ringe, "Liberation," NIDB 3:652は、解放の主題が正義の回復と結び付いていることを指摘する。

¹⁵ Krüger, "Freiheit und Gesetz," 117-118.

と奴隷の区別があった。そのことは当時の社会で用いられる言語の使用法にも反映され、自由と言えば 社会的身分としての自由民の地位を指すのが通例であった。こうした用語法は当時の知恵文学や(シラ 10:25)、論説や(アリステアス27:37; Ⅲマカ7:20; Ⅳマカ14:2)、歴史記述に表れている(Ⅰマカ10: 33; ヨセフス『古代誌』14.367; 18.186, 193; 19.86; 『戦記』4.508; 7.326;; 『自伝』418)。

3.2.2 政治的自由

ヘレニズム期以降は、ユダヤにもヘレニズム的な政治的自由の観念がもたらされ、政治的独立という意味で自由という言葉が使用される場合が出て来た。例えば、Ⅰ、Ⅱマカバイ記ではユダヤがヘレニズム帝国に支配されてユダヤ教が禁教になり、ギリシアの宗教が強制されている現状が、「自由人から奴隷になった」状態に喩えられた(Iマカ2:10)。セレウコス朝シリアの強引なヘレニズ化政策が、ユダヤ教の伝統を守る敬虔なユダヤ人たちの抵抗を呼び起こしてマカベア戦争が起こった結果、ユダヤはハスモン朝の大祭司を中心とした神殿国家として相対的な独立を回復した(Iマカ2:1-5:68)。この反乱はユダヤに自由をもたらす解放戦争とされている(Iマカ14:26: Ⅲマカ2:22)¹⁶。その後、セレウコス朝シリアのアンティオコス王は、ハスモン朝の大祭司シモンに対して、税の免除し、貨幣の鋳造権と、エルサレムと聖所の自由を認める書簡を送っている(Iマカ15:5-7; Ⅲマカ9:14)。この場合はセレウコス朝の支配から独立し、エルサレムを統治し、神殿でユダヤ教の祭儀を行う権限が与えられていることが自由の内容である。

ユダヤ人歴史家のフラビウス・ヨセフスは、ギリシア・ローマ世界で形成された政治的自由の観念を理解していた(『戦記』2.358, 374; 7.329, 341; 『自伝』185; 『アピオン論駁』2.128, 227)。ユダヤ人についても元より自由を愛する民であると彼は理解した(『古代誌』2.92, 281; 3.19-20; 6.20-27)。出エジプトは彼らの自由を回復する出来事ということになる(2.327; 3.64; 4.42)。

ヨセフスはローマ支配に関する記述の中で、ローマの武将ポンペイウスがユダヤを征服してシリア州に編入した際に、ガザやヨッパ等の地中海沿岸の都市に自由市の地位が与えられたことを報じている(『古代誌』14.76)。また、ローマ帝国のプロパガンダを反映して、ユダヤ戦争の際にローマの支配体制を表す標語として自由(ἐλευθερία:libertas)が使用されていた事実にも言及している(『古代誌』14.260:17.28;19.54,186;『戦記』4.159,282:『自伝』386)。他方、ローマの支配に対する反乱を起こして、出エジプトの出来事を想起しながら「神がそこで自由のしるしを示す」と叫んで荒野に集結したユダヤ人がいたことを報告している(『戦記』2.259)。当時の反乱軍の戦士にとっての自由とは何よりもローマの支配からの自由であった(2.264,346,349;3.357)¹⁷。征服者とそれに反抗する者の両方の側が、自己の行動を支える根拠として自由を挙げていたことが分かる。

3.2.3 内面的自由

ギリシア哲学が問題にしたような内面的自由に言及する初期ユダヤ教文献は後で述べるアレクサンドリアのフィロンの著作以外は少ないが、迫害の状況の中で死の恐れを克服し、父祖たちが伝えた信仰を守って殉教した殉教者たちの心境を「自由」と形容した例は存在する(IVマカ14:2)。この自由理解は、

¹⁶ Stanley Jones, "Freedom," ABD 2:856.

¹⁷ Vollenweider, Neue Schöpfung, 133-134を参照。

恐れや悲しみのような感情を克服して不動心を得た状態を自由と呼んだストア哲学の自由理解に近づいている(エピクテトス『提要』12,16,19を参照)。他方、歴史家のヨセフスはユダヤ戦争末期の敗色が濃い時期の描写の中で、死すべき肉体とは区別される人間の魂の永遠性と自由とを語っている(『戦記』7.343-348)。この立場からは、人間の死は魂の肉体からの解放を意味するのであり、戦死も恐れるべきことではないことになる(7.349-355)。ここには霊肉二元論を説き、肉体を魂の牢獄とみるプラトニズムの影響が見られる。

4. 新約聖書における自由

新約聖書において自由を表す最も基本的な用語は古典文献の場合と同様に、形容詞 ἐλεύθερος (マタ17: 26: ヨハ8:33, 36: ロマ6:20: I コリ7:21, 22, 39: 9:1, 19: 12:13: ガラ3:28: 4:22, 23, 26, 30, 31他)と名詞 ἐλευθερία (ロマ8:21: I コリ10:29: II コリ3:17: ガラ2:4: 5:1, 13: ヤコ1:15: 2:12: I ペト2:16: II ペト2:19)、さらには、動詞 ἐλευθερόω (ヨハ8:32, 36: ロマ6:18, 22: 8:2, 21: ガラ5:1) である 18 。

形容詞 ἐλεύθεροςが福音書に使用されることは稀で、共観福音書に1回(マタ17:26)、ヨハネ福音書に2回(ヨハ8:33,36)使用されているだけだが、パウロ書簡では13回(ロマ6:20; I コリ7:21,22,39;9:1,19;12:13; ガラ3:28;4:22,23,26,30,31他)、第2パウロ書簡では2回(エフェ6:8; コロ3:11)、公同書簡では1回(Iペト2:16)、さらには、黙示録では3回(黙6:15;13:16;19:18)使用されている。名詞形 ἐλευθερία は福音書には1回も使用されていないが、パウロ書簡では7回(ロマ8:21; I コリ10:29;; II コリ3:17; ガラ2:4;5:1,13 [2回])、公同書簡では4回(ヤコ1:15;2:12; Iペト2:16; IIペト2:19)使用されている。動詞形 ἐλευθερόωは新約聖書の中では使用例が少なく、ヨハネ福音書に2回(ヨハ8:32,36)、パウロ書簡に4回使用されているだけである(ロマ6:18,22;8:2,21;ガラ5:1)。

これらの使用例の分布からして、新約聖書におけるἐλευθερ-語群の使用例はヨハネ福音書とパウロ書簡に集中しており、自由の問題はヨハネ福音書やパウロ書簡の福音理解や倫理思想における重要な主題であることが分かる。

4.1 社会的自由

帝政ローマ期の地中海世界は奴隷制が維持されており、イエスが活動したユダヤにおいても、パウロらが宣教活動をしたギリシアの諸都市においても、自由人と奴隷の身分の区別が存在した。福音書の物語の記述においても、書簡文学の論説においても、こうした身分制社会の現実が前提となって記述がなされている。但し、福音書物語において奴隷(δ οῦλος)と対比されるのはその主人(κύριος)であり(マタ10:24, 25; 13:18:27; 24:45, 46, 50; 25:26; ルカ12:37, 43, 46, 47; ヨハ13:16; 15:20)、自由人の身分そのものが言及されることは比較的少ない(マタ17:26; ヨハ8:33, 36)。これに対して書簡文学では、自由人の身分が奴隷の身分と対比して正面から述べられることが多い(ロマ6:20; I コリ7:21, 22, 39; 9:1, 19; 12:13; ガラ3:28; 4:22, 23, 26, 30, 31; エフェ6:8; コロ3:11; I ペト2:16; 黙6:15; 13:16; 19:

¹⁸ Bauer-Aland, 505-506; Heinrich Schlier, "ἐλεύθερος κτλ.," TWNT 2:484-500; Kurt Niederwimmer, "ἐλεύθερος κτλ.," EWNT 1:1052-1058.

¹⁹ Bauer-Aland, 505-506.

 $18)^{19}$ °

自由人の身分という意味での ἐλευθερ-語群の使用例が広汎にわたっているのに対して、古典文献には 頻繁に見られた民族や都市国家の政治的自由という意味での使用は新約聖書の中には見当たらない。そ れはギリシアの歴史書や思想書が、個々人の内面の自由とは別に民族や国家のあり方を問題にして、政 治制度における自由の問題についての議論を行っていたのに対して、新約諸文書が民族や国家単位では なく、専ら個人単位の回心と救いに焦点を当てていたことを反映していると思われる。

初代教会を構成した人々は比較的身分の低い層の者が多かったが(Iコリ1:26-29)、しかし、その中には自由人の者たちも奴隷の身分の者たちもおり、会員たちの間に身分の差が存在した(Iコリ7:21,22,39;9:1を参照)。最初期の信徒たちは強い終末意識の中で、身分的相違を過ぎ去るべき「この世の姿」の一部として相対化して見ていた(Iコリ7:21,22,39)。キリストにあるものは既に「新しい創造」であり、割礼を受けているかどうかは重要性を失っているのである(ガラ6:15)²⁰。初代教会はそうした中で、人種や性別や身分的差異を越えたキリストにある一致を強調していた。キリストにあって一つとされている者たちにとって、「ユダヤ人もギリシア人も、奴隷も自由人も、男も女もない」のであった(ガラ3:28;さらに、Iコリ12:13;コロ3:11を参照)。

4.2 内面的自由

社会的身分としての自由人の地位は謂わば外面的な自由であるが、新約聖書は内面的な自由も問題にする。例えば、ヨハネ福音書8章においてイエスは、ユダヤ人民衆との対話の中で、イエスは真理と自由との関係に言及し、「真理はあなた方を自由にするであろう」と述べる(ヨハ8:32b)。この自由とは身分法的な意味での自由ではなく、罪からの自由のことを述べている。罪を犯す者はたとえ自由人の身分にある者であっても、罪の支配下にあり、自由ではない(ヨハ8:33-34;ロマ6:20a)。真理を体現するイエスの言葉を信じ、そのもとに留まる者は、イエスの弟子として真理を知り自由を得ることとなるが(ヨハ8:31-32)、信じない者は罪に留まり続け、罪のうちに死ぬこととなる(8:24)。この自由はストア主義が説くような理性によって感情や情念を克服することによって得られる心の平静とは異なる。

ガラテヤ書 1-2章においてパウロは、彼が去った後にガラテヤ教会にやって来た論敵たちが説いた「異なる福音」に対して、自らが説いている「福音」の真正性を論じている(特に、ガラ1:6-9を参照) 21 。 論敵たちはガラテヤの異邦人信徒たちに対して、ユダヤ人のように割礼を受けて律法を守ることを勧めていた(5:1-4)。彼らが説く福音は律法の遵守を前提としており、彼らの宣教はユダヤ教の改宗運動の域を脱していなかった 22 。これに対して、パウロが説く福音は割礼や律法の遵守を前提としておらず、律法の拘束からの自由を本質的構成要素としていた $(4:4-7:5:1)^{23}$ 。パウロが主張する「福音の真理」(ガ

²⁰ Vollenweider, Neue Schöpfung, 318-321を参照。

²¹ 原口尚彰『ガラテヤ人への手紙』新教出版社、2004年、52-61頁を参照。

²² 原口、同27-34頁を参照。

²³ Richard Longenecker, *Paul: Apostle of Liberty*, 2nd ed.,(Grand Rapids: Eerdmans, 2015), 157–158; Ernst Käsemann, "Galater 1,1–2,10: Die Freiheit des Apostels," in ders., *In der Nachfolge des gekreuzigten Nazareners* (Tübingen: Mohr-Siebeck, 2005) 69–80.

ラ2:5, 14; 5:7) とは人間を拘束する律法からの自由(ガラ5:1; ロマ7:3) を内容としていた²⁴。

パウロはガラテヤ書 4 章21-31節において、福音に生きる者の自由と律法の下にある隷属状態を、創世記のサラとハガルの挿話の寓意的解釈によって例示しようとしている²⁵。サラはハガルの主人である(創16:1-9)。身分的に言うとサラは自由人であり、ハガルは奴隷である(ガラ4:22-23)。パウロは社会的意味での自由人の身分と奴隷の身分を、律法の支配からの自由と隷属を象徴するものと解釈した。キリストの福音に生きる者は、自由人であるサラの子として自由を享受するが、シナイ契約において与えられた律法の支配下に生きる者は、奴隷の子として律法に隷属することとなる(4:24-31)。

法規範としての律法からの自由は(ガラ5:1; ロマ7:3)、欲望の赴くままにしたい放題のことをすることを意味せず、聖霊に導かれて(ガラ5:16-18)、他者への愛に生きることを意味した(5:13-14) 26 。 愛を強制することは出来ず、愛は本性上、自発的であるという性質を持つ。律法による強制から解放され、自由にされていることが、愛に生きることを可能としている。キリストによって与えられた自由と愛に生きる者は、律法の目的である隣人愛を成就することになるのである(ガラ5:14; ロマ13:8-10)。

パウロにとっての自由は罪からの自由という側面も持っている 27 。人類の始祖であるアダムの罪の結果、世界に罪と死の力が及び、すべての者は罪と死の支配下にあると彼は考えていた(ロマ5:12-21; 6: 12, 20a) 28 。しかし、キリストは義なる行いによって、罪と死の支配は打ち破られ、義と恵みの賜物が支配するに到っている(5:13, 15-17; 6:14, 20b) 29 。キリストの福音を信じて洗礼を受けた者は、キリストの死と復活に与り、新しいいのちに生きることになるし(ロマ6:3-4)、キリストと共に十字架に架けられたことになるので、もはや罪から解放されて罪に隷属することはなく、義の僕となる(6:5-14, 15-19;8:2) 30 。

4.3 被造世界の解放

ローマ書8章においてパウロは目を被造世界全体に転じて、終末時に与えられる全被造物の解放・自由について語る(ロマ8:21)。キリストにある者は神の子の地位を与える聖霊を受けている(8:15)。霊に導かれている者は神の子に他ならない(8:14)。従って、キリストにある者は既に、命をもたらす聖霊の働きによって罪と死の法則から解放され、自由となっている(ロマ8:2)。但し、世界全体を見るとまだ罪と死が支配しており、被造物全体が滅びの力に隷属し、苦しんでいる(8:18a)。しかし、終末時

²⁴ 原口、同105-106頁; Franz Mussner, *Der Galaterbrief.* 5. Erweiterte Aufl., (Freiburg-Basel-Wien: Herder, 1988), 110-111; Heinrich Schlier, *Der Brief an die Galater*. 6.Aufl.,(Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1989), 73, 85; J. Luis Martyn, *Galatians*. AB33A(New York: Doubleday, 1997), 219-220, 243; Ben Witherington II, *Grace in Galatia: A Commentary on Paul's Letter to the Galatians*(Grand Rapids: Eerdmans, 1998), 137-138, 162-163; David A. deSilva, *The Letter to the Galatians*(Grand Rapids: Eerdmans, 2018), 178-179, 205-206を参照。

²⁵ 原口、同192-200頁を参照。

²⁶ Schlier, "ἐλεύθερος κτλ.," TWNT 2:495-496; Vollenweider, Neue Schöpfung, 289-291, 314-318.

²⁷ Schlier, "ἐλεύθερος κτλ.," TWNT 2:492.

²⁸ Betz, "Paul's Concept of Freedom," 116.

²⁹ Vollenweider, Neue Schöpfung, 336-337; Betz, "Paul's Concept of Freedom," 118-119.

³⁰ Schlier, "ἐλεύθερος κτλ.," TWNT 2:496-500; Niederwimmer, "ἐλεύθερος κτλ.," EWNT 1:1055.

には新しい創造がなされ、被造世界は死の力への隷属から解放されて、神の子たちの自由の栄光に与る希望が与えられている $(8:18b, 21)^{31}$ 。

5. フィロンにおける自由

5.1 社会的自由

アレクサンドリアのフィロンが生きた帝政ローマ期の地中海世界には奴隷制が存在しており、自由人と奴隷の身分的区別の存在は社会的与件となっていた。フィロンが自由について言及する時も、その最も基本的な意味は自由人の身分にあることである(『寓意的解釈』3:86, 194; 『ケルビム』72, 80, 107; 『逃亡と発見』20; 『モーセ』2:22; 『律法各論』1:77, 176; 2:66, 84, 122, 218; 3:196, 198; 4:3, 15: 『徳論』115, 122, 182)。自由人が享受する自由の本質は、強いられることなく自分の意思に従って行動出来ることである(『自由』59)。自由人と奴隷の身分は自然と生まれによって決まっているとされていた(『自由』23, 35, 36, 38, 136, 138, 139, 140, 142, 143, 158)。戦争の結果として敗戦国の市民が奴隷の身分に落とされるような場合に、奴隷の身分を甘受するよりも自由人として死ぬことを選ぶような事例もフィロンは報告している(『自由』113, 114, 116, 118, 119)。

5.2 政治的自由

ギリシアの都市国家の理想として自由と独立が尊重されていたことを(ヘロドトス『歴史』1.6.3; 1.62.1 他)、フィロンは良く知っていた(『相続人』275; 『ヨセフ』136)。特に、はばかることなく自分の意見を表明する言論の自由が、政治的自由の中核をなしていた(『自由』48, 51, 52, 99, 125, 126)。民主制においては独裁者に隷属することなく、市民が自由にあって法に従うことが大切であった(『自由』45, 47)。フィロンは法と自由とを互いに矛盾対立するものとは考えていない。

旧約聖書の哲学的注解の中でフィロンは出エジプトの出来事を、ファラオの専制支配からユダヤ民族が解放され、自由と独立を回復する出来事として描いている(『モーセ』1:71,86,14,171,193,247;『律法各論』1:57)。旧約聖書の記述においてもこの出来事は、「隷属の家」であるエジプトから神によって解放された出来事として描かれていた(出13:3;20:2;申5:6)。フィロンはそこにさらに民族・国家の自由・独立というギリシア的な理念の実現を見い出したのであった。

5.3 内面的自由

ユダヤ人哲学者としてフィロンの自由論の関心の中心は内面的自由にあり、彼は度々「魂の自由」に言及している(『寓意的解釈』 3:89; 『ケルビム』 72; 『犠牲』 122; 『混乱』 94; 『予備教育』 108: 『移住』 25) 32。 奴隷の身分にあることは外面的には自由のない状態であるが、内面的な自由を奪うことは出来ない(『自由』 24,100)。

この自由は、金銭欲や所有欲や死への恐れ等の情念から解放され、理性によって神と自然が定めた法

³¹ Vollenweider, Neue Schöpfung, 386, 405-406.

³² Maren R. Niehoff, *Philo of Alexandria: An Intellectual Biography* (New Haven-London: Yale University Press, 2018), 81–84.

に従うことを内容としていた(『自由』1,21,62,107,159)。こうした精神の自由は、哲学的な学びによって知恵に達した賢人や(49,59,61,131,136)、それを実践する善人が享受するものとされる(50,53)。フィロンにとって自由とは社会規範から離れ、したい放題のことをすることを意味しない。自由は思慮や正義や勇気といった主要な徳の実現の機会となるので、個人の徳の増大は自由であることのしるしとなる(92)。こうした自由の理解は、自由を情念や感情を理性によって克服することに見るストア主義の理解に影響されたものであろう(エピクテトス『提要』12,16,19を参照)33。

フィロンは旧約聖書を解釈する際に寓意的解釈の手法を用いて、旧約聖書本文から内面的自由の理念を読み取っている。例えば、レビ記25章10節の本文は、50年毎に訪れてくるヨベルの年に、債務奴隷の人々が解放されて自分の土地に戻ることを語っている。フィロンはこうした字義的意味の背後に隠された寓意的意味を探り、ヨベルの年における解放の出来事の背景に「魂の自由」の実現の主題を読み取っている(『犠牲』122;『悪は善を襲う』63;『予備教育』108)。

他方、一世紀のアレクサンドリアに生きるユダヤ人哲学者としてフィロンは天地の創り主なる唯一の神ということを思考の前提としている(『世界の創造』7,13-15,55,171,172;『言語の混乱』171:『徳論』 34-35を参照) 34 。フィロンはギリシア・ローマ世界の倫理思想は積極的に取り入れているが、多神教的な宗教観は一貫して退けている(『モーセ』2.205:『十戒各論』72-74)。自由について論じる際もそれは究極的には創造主なる神が与えるものであり、自由の源泉は神であると彼は理解している。神は何物によっても妨げられることなくその意思に従って行動する絶対的自由を持っており、神の自由に模して人間に自由が与えられる(『不動性』47:『相続人』186,271,273,275) 35 。従って、神を敬う信仰者は神によって魂が切望する自由(『犠牲』121)を与えられることとなる(127)。神に仕えることは自由の目的そのものである(『混乱』94)。

6. 結論

古典古代の地中海世界は奴隷制度が維持されていた社会であり、当時の思想家たちもその現実を前提として自由の問題を考察してきた。自由人と奴隷の区別がある身分制度が存在する社会において自由とは基本的には奴隷と区別される自由人の身分を指した。このことはギリシア・ローマ世界の古典文献にも(アリストテレス『政治学』1252ab, 1254a; ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』7.122)、新約聖書にも(ロマ6:20; I コリ7:21, 22, 39; 12:13; ガラ3:28; 4:22, 23, 26, 30, 31; エフェ6:8; コロ3:11; Iペト2:16; 黙6:15; 13:16; 19:18)、フィロンの著作を含むヘレニズム・ユダヤ教文献に広汎に反

³³ Polenz, Freiheit, 159; Vollenweider, Neue Schöpfung, 124-125; Niehoff, Philo of Alexandria, 82-84; Otto Kaiser, Philo von Alexandrien. Denkender Glaube – eine Einführung, FRLANT 259 (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 2015), 233-234; Erkki Koskenniemi, Greek Writers and Philosophers in Philo and Josephus, Studies in Philo of Alexandria 9 (Leiden - Boston: Brill, 2019), 118-119を参照。

³⁴ Niehoff, *Philo of Alexandria*, 93-108; Dieter Zeller, *Studien zu Philo und Paulus*. BBB165 (Göttingen: V & R Unipress, 2011), 18-21, 25; Karl-Gustav Sandelin, "Philo as a Jew," in *Reading Philo: A Handbook to Philo of Alexandria*, ed. Torrey Seland (Grand Rapids: Eerdmans, 2014), 23-24; 原口尚彰「アレクサンドリアのフィロンの幸福理解」『教会と神学』第45号、2007年、28-29, 33-34頁を参照。

³⁵ David Winston, "Philo's Ethical Theory," ANRW II.21.1 (1984), 377-381を参照。

映されている(Iマカ10:33; ヨセフス『古代誌』14.367; 18.186, 193; 19.86;『戦記』4.508; 7.326;;『自伝』418; フィロン『寓意的解釈』3:86, 194;『ケルビム』72, 80, 107;『逃亡と発見』20;『モーセ』2:22 他多数)。

フィロンはギリシア・ローマの文学や哲学を深く学んでおり、彼の自由の理解にはギリシア・ローマ世界の自由論の影響が見られる。彼は民族・国家の独立という意味での自由の観念を知っており、エジプト王ファラオの専制的支配からの解放の出来事である出エジプトの出来事を自由の回復の出来事として理解している(『モーセ』1:71,86,14,171,193,247;『律法各論』1:57)。

フィロンの自由論の関心の中心は、彼が「魂の自由」と呼ぶ内面的自由にあった(『寓意的解釈』3:89:『ケルビム』72:『犠牲』122:『混乱』94:『予備教育』108:『移住』25)。彼はストア主義の考え方を継承して、理性的認識によって様々な欲望や情念から解放さることを自由の本質的内容であるとしていた(『自由』1,21,62,107,159)。こうした精神の自由は、哲学的な学びによって知恵に達した賢人や(49,59,61,131,136)、それを実践する善人が享受するものとされる(50,53)。同時代を生きたユダヤ人キリスト教徒であり、宣教者であった使徒パウロも自由の問題に関心を持ち、信仰における自由の問題について様々な文脈で発言を重ねていたが、パウロの倫理思想にはストア主義の影響はほとんど見られない。パウロにとっては理性による欲望や情念の克服ということよりも、罪の支配下にある人間が、如何にしてその支配から解放されるかということが関心事であり、キリストを信じることにより、罪から解放され義といのちに到るようになることが大切であった(ロマ5:12-21:6:1-23)。

フィロンは旧約聖書の哲学的注解を書いているが、その際に字義的意味を越えて本文の背後に隠された哲学的意味を取り出す、寓意的解釈を試みている。自由論との関連で言えば、ヨベルの年における債務奴隷の解放を定めるレビ記25章10節の規定を、魂の自由の回復の出来事として理解した(『犠牲』122:『悪は善を襲う』63:『予備教育』108)。パウロの聖書解釈の手法は基本的には予型論であり、違った時代に登場する歴史的人物や事象を対比するのが常である(ロマ5:12-21: I コリ15:21-22を参照)。しかし、彼は聖書の言葉に対して寓意的解釈を行うこともあり、ガラテヤ書4章21-31節においては、創世記のサラとハガルの挿話がキリストの福音における自由とユダヤの律法の下にある隷属状態を象徴していると結論した。フィロンとパウロの寓意的聖書解釈の適用例は、同じ聖書解釈の方法であっても前提となる世界観や価値観の相違によって全く異なった結果を生むこと示している。

一世紀の地中海世界に生きるユダヤ人思想家として、フィロンもパウロもギリシア・ローマ世界の倫理思想は積極的に取り入れているが、多神教的な宗教観は一貫して退けている。フィロンが自由について論じる際もそれは創造主なる神が与えると理解している(『不動性』47:『相続人』271, 273, 275)。パウロも神は天地を創った唯一の神しかいないと考えていたし(ロマ1:18-32; I コリ8:6; I テサ1:9-10を参照)。ユダヤ人キリスト者であるパウロは、自由は神の子キリストによって与えられるものであると考えていた(ガラ5:1)。また、様々な徳目はキリストへの信仰に歩む中で実現するものであると考えていた(5:22-23)。

パウロも当時の社会に自由人と奴隷という社会的身分があったことは与件として受け入れているが (ロマ6:20; I コリ7:21, 22, 39; 9:1, 19; 12:13; ガラ3:28; 4:22, 23, 26, 30, 31)、初代教会の信仰告白 伝承を引用しつつ、キリストにある一致はそれを越える一体性を信徒たちに与えることを繰り返し強調

している(ガラ3:28; さらに、I コリ12:13; コロ3:11を参照)。また、キリストは信じるものを律法の支配から解き放ち、信じる者への自由を与えたと考え、律法からの自由を「福音の真理」と呼んでいる(ガラ2:14)。さらに、パウロは律法からの自由の理念を聖書の寓意的解釈を通して示そうした(ガラ4:21-31)。こうした姿勢は、自由と法規範を相対立するものとは考えなかったフィロンとは大きく異なっている。

自由に生きるということは欲望に任せてしたい放題のことをする放縦とはことなり、むしろ倫理的な行為を生むことをフィロンもパウロも強調している。フィロンにとり自由とは理性に従って神や自然が定める法を認識し、それに従って生きることを意味した(『自由』1,21,62,107,159)。そこからは思慮に富み、正義にかなった倫理的行為が生まれるので、徳は自由のしるしであるとしている(92)。これに対してパウロは聖霊の超自然的な働きを重視し、自由にされた者は霊の働きに導かれて(ガラ5:16-26)、他人を愛し、仕える生活をすることを強調する(5:13-14)。これは理性的認識を重んじる哲学者と超越的な力の働きを確信する宣教者との違いであろう。

(はらぐち・たかあき) フェリス女学院大学国際交流学部教授